

地域づくりの推進

1 松本暮らし定住化促進の取組み

政策部 まつもと暮らし応援課
(住民自治局 移住推進課)

(1) 目標

活力あるまちづくりを推進するため、都市部に居住する「ふるさと暮らし」に関心のある人に向けて、松本市の魅力を発信するとともに、移住希望者の相談・受入体制の充実を図り、本市への定住化を促進するものです。

(2) 令和2年度の取組みと成果

ア 移住希望者のサポート体制を強化するため、オンラインを活用した相談業務を開始しました。

(オンライン移住相談：42件 オンライン転職個別相談 18件)

イ オンライン移住セミナーに参加するとともに、働き盛り世代の移住者増を目的に、転職支援会社と連携したオンライン就活・転職セミナーや、オンライン合同企業説明会を開催しました。

(移住セミナー：5回 就活セミナー：1回、転職セミナー：1回 合同企業説明会：1回)

ウ こうした取組みの結果、行政サポートによる松本市への移住者は、22世帯 50名となりました。

(3) 現状の分析と今後の課題

仕事や住まいに対する考え方が多様化し、地方移住に関心が高まっていることから、複数の移住候補地の中から松本市を選択してもらうため、より実効性のある移住政策が求められています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 18 年度 政策課（現総合戦略室）に、移住相談窓口を設置
 19 年度 認定 NPO 法人「ふるさと回帰支援センター」（東京）において、移住セミナーを開催
 自治体が参加するふるさと回帰フェア（同法人主催）に参加し、個別移住相談を実施
 「田舎暮らし「楽園信州」推進協議会」（事務局：長野県）主催の移住セミナーに参加
 28 年度 3 市（松本市・塩尻市・安曇野市）が共催する、移住セミナーを実施
 令和 元 年度 U・I・J ターン移住者支援強化のため、転職支援会社と連携して転職セミナー等を実施
 「ふるさと回帰支援センター」（東京）に、移住情報発信ブースを常設（7月～）
 教職員住宅の空室を移住希望者に貸し付ける、短期限定住宅貸付事業を開始
 移住希望者向けの市内現地ツアーを開催（ツアーテーマ：創業、子育て、農業）
 松本市への移住者が経営するゲストハウスと連携して、移住希望者向けのお試し滞在宿
 泊プランを造成
 松本市の魅力を多角的に紹介して移住促進を図る、雑誌「KUR A別冊松本」を発行
 2 年度 若者の定住化促進を図るため、信州大学寄付講義「松本の魅力発見ゼミ」を開講

イ 統計資料

行政サポートによる世帯主年代別の移住者数（平成 19 年度～令和 2 年度までの累計）

年 代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	合 計
世帯数	24	84	47	30	52	7	244
人 数	37	198	97	61	93	11	497
世帯割合	9.8%	34.4%	19.3%	12.3%	21.3%	2.9%	100%

地域づくりの推進

2 地域づくりの推進

地域づくり部 地域づくり課
(住民自治局 地域づくり課)

(1) 目標

増大し複雑化する地域課題の解決に向け、「松本市地域づくり実行計画」に基づき、「市民が主役、行政は黒子」を原則とした、地域力、市民力を引き出す「松本らしい地域づくり」を推進します。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 松本市地域づくり市民委員会で、「地域のつながり」を育む方策等について検討
- イ 市内35地区の地域づくりセンターが、地域包括ケアシステムの推進や地域公共交通、地域資源を活かした地域振興等、地区の重要課題の解決に向けた地区住民の取組みを支援
- ウ 地域課題の解決に向けた住民の話し合いの場づくりを促進するため、地区支援企画会議で各地区の現況データ等を整理した「地区診断書」の活用を検討
- エ 「松本市地域づくり推進交付金」「松本市地域振興事業補助金」制度により、各地区の特色ある地域づくり活動を財政的に支援
- オ 松本市地域づくり研究連絡会、松本市教育委員会との共催で、「未来へつなぐ私たちのまちづくりの集い」を開催
- カ 若者参加による地域づくりを推進するため、地域づくりインターンシップ戦略事業を実施
- キ 地域づくりを支える地区担当職員の資質向上を図るため、部局横断による研修を実施
- ク ガイドブック等による地域づくりの周知・啓発
- ケ 地域づくりヤングマイスターとして、新たに3人（地域づくりインターン4期生）を認定

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 具体的に地域課題を解決する仕組みの構築に向け、第2次松本市地域づくり実行計画（H29～R3）に基づいた施策の推進と第3次松本市地域づくり実行計画（R4～R8）の策定
- イ 部局横断で行う地区支援企画会議（各地区の担当職員会議）による、住民主体の地域づくりの支援
- ウ 地域包括ケアシステムの推進に向けた部局横断の調整
- エ 財政支援制度の有効活用による地区の地域づくり活動の促進
- オ 地域づくりに若者の力を生かす体制づくりの推進
- カ 地域の深刻な課題に対する先進的事例等の調査、情報提供及び解決に向けた庁内調整
- キ 緩やかな協議体の運営支援等、地区の特色ある取組みの支援
- ク 大学、NPO、企業等との連携による地域づくりの促進
- ケ 地域づくりに対する職員の意識啓発・資質向上（職員研修の充実）
- コ 町会負担軽減に向けた庁内連絡会の開催及び町会へのアンケート結果を踏まえた、負担軽減策の検討
- サ 町会運営の諸問題解決に向けた町会連合会との協働による町会活動への支援

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 18 年度 松本市地域づくり推進懇談会を設置し、地域づくりに関する課題を整理
- 19 年度 松本市地域づくり推進市民会議を設置し、地域づくりの基本的な考え方等を検討
第 1 回松本市地域づくり推進市民フォーラムを開催（以後、毎年度開催）
松本市地域づくり推進市民会議が「松本市地域づくり推進のための指針」を市長へ提出
- 20 年度 「松本市地域づくり推進基本方針」を策定
松本市地域づくり推進委員会を設置し、モデル地区（城北、安原、松原地区）の取り組み
- 22 年度 「松本市地域づくり推進行動計画」を策定
- 23 年度 「第 1 次松本市地域づくり実行計画」を策定
- 24 年度 松本市地域づくり推進市民フォーラムの内容を充実させた「松本市地域づくり市民活動
研究集会」を開催（以後毎年度開催）
- 25 年度 支所・出張所未設置の 15 地区に地域づくりセンター開設に向けた準備職員を配置
「松本市地域づくりを推進する条例」を制定
- 26 年度 35 地区に地域づくりセンターを開設
- 27 年度 「松本市地域づくり推進交付金」「松本市地域振興事業補助金」制度を創設
地域づくりインターンシップ戦略事業を開始
- 28 年度 松本市地域づくり研究連絡会、松本市教育委員会との共催により、「松本市地域づくり
市民活動研究集会」の内容を充実させた「未来を拓く自治と協働を目指す研究集会・松本
大会」を開催
- 29 年度 「第 2 次松本市地域づくり実行計画」を策定
「未来を拓く自治と協働を目指す研究集会・松本大会」の内容を引継いだ「未来へつな
ぐ私たちのまちづくりの集い」を開催
「地域づくりヤングマイスター認定制度」を創設
- 令和 元 年度 各地区の現況データ等を整理した「地区診断書」を全地区作成

イ 統計資料

町会加入率の推移

	町会数	住民登録世帯数	町会加入世帯数	町会加入率
H27	491	102,493	81,567	79.58%
H28	489	102,970	81,618	79.26%
H29	489	103,704	81,783	78.86%
H30	488	104,567	82,285	78.69%
R 元	488	105,151	82,121	78.09%
R 2	487	105,936	81,834	77.25%

地域づくりの推進

3 市民協働の推進

地域づくり部 地域づくり課
(住民自治局 地域づくり課)

(1) 目標

「市民活動と協働を推進するための基本指針」に基づき、市民自らが地域課題や社会的課題の解決を目指す市民活動を支援し、協働を推進しながら「市民がいきいきと暮らせる住みよい地域」をつくります。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

- ア 市民活動講座を通じた市民活動団体及び人材の育成
- イ 市民活動団体同士の連携と市民向けの啓発に向け、市民活動フェスタ（新型コロナウイルスの影響により交流会に変更）、市民活動商店街（新型コロナウイルスの影響により冊子版に変更）等の事業を実施
- ウ 社協ボランティアセンターとの連携を深め、「プラチナサポーターズ松本」との協働により、市民の社会貢献意識を高め、実際の活動に結びつけていくプラチナ世代支援事業を実施
- エ 市民労力提供に対する原材料支給事業の実施
- オ 職員の協働意識を高めるための協働推進研修の実施

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地域の担い手不足が叫ばれるなか、新たな人材の発掘や財政的支援を行い、地域と市民活動団体が協働で地域課題を解決していく取組みを目指します。
- イ 「市民活動と協働を推進するための基本指針」の周知を進めるとともに、市民活動が盛んに行われる自由な拠点づくりとして市民活動サポートセンターの機能の充実を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 17 年度 市民活動サポートセンターを開設、「市民と行政の協働推進のための基本指針」を策定
- 18 年度 松本市市民活動推進委員会を設置、市民協働事業提案制度を創設
- 19 年度 市民活動団体金融対策事業（NPO夢バンクへの資金貸付による間接的融資）を開始
- 22 年度 市民労力提供に対する原材料支給事業を開始、プラチナ世代相談窓口「とまり木」事業を開始
- 24 年度 松本市市民活動推進委員会が「市民と行政の協働推進のための基本指針」見直しに向けた「提言書」を市長に提出
- 25 年度 「プラチナサポーターズ松本」との協働により毎月1回「プラチナサロン」を開催
- 27 年度 松本市市民活動推進委員会が「市民活動と協働を推進するための基本指針に関する提言書」を市長に提出
- 松本市市民活動推進委員会が「市民活動と協働を推進するための基本指針」を策定
- 市内4ライオンズクラブとの連携協定を締結
- 令和 元 年度 松本市市民活動推進委員会が第6期の活動をまとめたレポートを市に提出
- 2 年度 松本市市民活動推進委員会を廃止し松本市地域づくり市民委員会と統合

イ 統計資料（市民活動サポートセンター 利用状況）

項目 年度	開館日数 (日)	利用者数 (人)	専用利用件数 (件)	登録団体累計数 (団体)	平均利用者数 (人/日)	平均専用利用件数 (件/日)
H30	335	21,348	1,031	320	63.7	3.1
R元	336	16,582	1,022	323	49.4	3.0
R2	299	8,872	683	313	29.7	2.3

地域福祉活動の推進

1 災害時要援護者支援プランの推進

健康福祉部 福祉計画課
(健康福祉部 福祉政策課)

(1) 目標

災害時に避難が困難となる障害者や高齢者等の要援護者を支援するため、日常から地域で見守る体制や、情報の共有、福祉事業者との連携体制を構築します。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

- ア 避難行動要支援者名簿を作成し、町会、民生委員・児童委員などの地域関係者、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関へ提供しました。(年2回、名簿の更新)
- イ 提供した名簿等を活用するなどして、地区及び町会等の実情に応じた見守り・避難支援体制づくりを支援しました。(地区防災訓練において名簿を活用した安否確認等を実施した地区(2地区))

(3) 現状の分析と今後の課題

平常時の見守りや災害時の避難支援をより実効性のあるものとするため、平成31年3月に「松本市避難行動要支援者名簿に関する条例」を制定しました。この条例では、本人から個人情報の外部提供に対する拒否の意思表示がない限り、平常時から町会、民生児童委員、自主防災組織など避難支援に携わる者に名簿を提供できるものとなりました。

引き続き、地区や町会の実情に応じた見守り・避難支援体制づくりを庁内関係課、社会福祉協議会等と連携して支援します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成18年度 「防災と福祉のまちづくり講座」開始
- 21年度 災害時等要援護者登録制度開始、災害時要援護者支援プラン(ガイド編)を策定
- 22年度 災害時要援護者支援プラン(マニュアル編)を作成
- 23年度 災害時要援護者支援プラン(マニュアル編)の一部改訂
- 24年度 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書の締結
松塩筑木曾老人福祉施設組合
- 25年度 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書の締結
(社福) 中信社会福祉協会
- 26年度 同協定書の再締結(適用施設の拡充) 松塩筑木曾老人福祉施設組合
- 28年度 災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協定書の締結
(一社) 日本福祉用具供給協会
- 29年度 介護事業者等へ福祉避難所の設置運営に関する協定締結に関する意向調査を実施
- 30年度 市内25法人49事業所と福祉避難所協定を締結
福祉避難所開設運営マニュアルを作成し、福祉避難所開設運営訓練を実施
- 令和元年度 市内1法人1事業所と福祉避難所協定を締結(合計 28法人70事業所)

イ 統計資料

災害時等に配慮が必要な方の名簿登録状況

〈単位：人〉

	名簿登録者数	平常時から名簿情報を提供している者	個人情報外部提供拒否の意思表示者
H31年4月	(災害時等要援護者登録名簿) 8,329	8,329	—
R 2年4月	(避難行動要支援者名簿) 15,388	13,064	2,324
R 3年4月	(避難行動要支援者名簿) 16,098	13,381	2,717

地域福祉活動の推進

2 地区福祉ひろば管理運営事業

健康福祉部 福祉計画課
(住民自治局 地域づくり課)

(1) 目標

住み慣れた地域において、住民参加による地域住民の生きがい、健康・福祉づくりを進めるため、福祉を中心とした地域づくりの拠点である地区福祉ひろばの事業の充実を図ります。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 事業は、地区住民を主体とした地区福祉ひろば事業推進協議会に運営を委託しています。
- イ 地域づくりセンター体制の中で、福祉課題を通じた地域づくりを地域づくりセンター、地区公民館と一体となって進めるため、連携強化に取り組みました。
- ウ 地区福祉ひろばの利用者を迎える地域のボランティア組織に対し、その保険料を補助しました。
(令和2年度実施 17地区)
- エ 生活総合機能改善機器を全ての福祉ひろばに設置し、利用者の拡大を図るとともに、様々な地域の担い手が機器を活用し、福祉ひろばが住民主体の通いの場となるよう取り組みました。
- オ 新型コロナウイルスの感染予防を徹底したうえで、事業を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地域づくりを一体的に推進する体制を整えるため、令和3年度から地区福祉ひろば管理運営事業は、各地域づくりセンター及び地域づくり課が所管しますが、事業は、引き続き地区住民を主体とした地区福祉ひろば事業推進協議会に委託等をして運営します。
- イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひろば事業の実施方法等を見直す必要がありますが、引き続き、感染症予防を徹底して地域住民のつながりの場として事業を実施します。
- ウ 公共施設再配置計画を踏まえて、施設を適正に維持管理します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 7年度	地区福祉ひろばを3地区（本郷、里山辺、寿台）で開設
14年度	29地区に福祉ひろばを配置完了
16年度	里山辺地区福祉ひろば移転新築
18年度	四賀地区、安曇地区、奈川地区、梓川地区の福祉ひろば開設 寿台地区福祉ひろば移転新築
20年度	本郷地区南郷福祉ひろば（地区2館目）開設
23年度	波田地区福祉ひろば開設により、全地区に配置完了
25年度	梓川地区福祉ひろば移転
27年度	松南地区福祉ひろば移転
令和元年度	鎌田地区福祉ひろば増築

イ 統計資料

年度	ひろば利用延人数(人)	町会健康教室回数(回)	同教室参加延人数(人)
H 30	267,552	558	12,984
R 元	244,403	511	12,070
R 2	139,728	165	2,817

地域福祉活動の推進

3 松本市地域福祉計画の推進

健康福祉部 福祉計画課
(健康福祉部 福祉政策課)

(1) 目標

住民が主体となった地域福祉推進の取組みを行政と社会福祉協議会が支えていくことを目的として、地域福祉計画を推進します。

(2) 令和2年度取組みと成果

ア 地域福祉計画の推進

平成28年度から令和2年度を計画期間とする第3期地域福祉計画の推進に取り組むとともに、令和3年度から7年度を計画期間とする第4期地域福祉計画の策定に取り組みました。

イ 住民主体の支え合い体制づくり

地域における高齢者の介護予防と生活支援体制を構築するため、各地区で地区支援企画会議等を中心に住民と協働で住民主体の支え合い体制づくりを進めました。

ウ 地域福祉活動推進事業交付金等

地域住民が互いに支え合う活動の新たな担い手を育成、確保し、更なる地域福祉活動の推進を目的として、任意の団体が行う地域福祉活動を財政支援するため、「地域福祉活動推進事業に関する交付金等」制度を平成30年4月に創設しました。令和2年度は、40団体48活動に交付金等を交付し、活動を支援しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 第3期までの地域福祉計画推進により、各地区において、地区の実情に応じて住民との協働により、サロン活動などの地域福祉活動の場の創出やボランティア活動などの担い手育成が進みました。

イ 引き続き、地域福祉活動推進事業に関する交付金等の制度を周知、活用するなどして、活動の担い手育成等に取り組むとともに、「支え手」「受け手」という関係を超え、人と人がつながる支援に取り組む必要があります。

ウ 今後は、高齢者、障害者、子ども、生活困窮など制度や分野ごとの縦割りの関係を超え、「地域包括ケアシステム」の理念を全世代・全対象に拡大していく必要があります。持続可能な住民主体の支え合い体制づくりのために、他人事を「我が事」と変えていかれるように働きかけを進め、地区に係る職員と住民とが協働で、つながりの場づくりや関係づくりを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成17年度	地区別地域福祉計画策定
18年度	第1期松本市地域福祉計画策定
23年度	第2期松本市地域福祉計画策定
28年度	第3期松本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定
～29年度	地域包括ケアシステム推進事業（推進3地区でモデル事業）実施 「地域の支え合い活動支援ガイド」作成
30年度	地域福祉活動推進事業に関する交付金等創設

地域防災活動の推進

1 自主防災組織の結成促進及び組織の活性化

危機管理部 危機管理課

(1) 目標

「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識のもとに、地域住民の一人ひとりが、大規模災害発生時に相互に協力して組織的に活動を行うことを目的に、昭和56年から町会を単位とする自主防災組織の結成や活性化に向けた支援を行っています。

(2) 令和2年度の実績と成果

ア 自主防災組織防災活動への補助

自主防災組織への防災資機材等の補助のほか、地区が行う防災訓練に対する補助を交付しました。
(令和2年度交付実績 交付件数108件、金額12,006,161円)

イ 出前講座の開催

自主防災組織の結成促進や防災意識の醸成、啓発を図るための出前講座を開催しました。
(出前講座等：開催数25回 参加者932人)

(3) 現状の分析と今後の課題

町会の防災担当者の協議会である防災連合会や町会の自主防災組織を通じて、研修会や出前講座等の実施により、防災や減災に対する意識の向上を図っています。

また、自主防災組織の活動支援補助制度の見直しを行い、より活用しやすいものとする事で、補助金の申請数を増やすことにより、各組織での防災に対する環境整備を推進します。

自主防災組織の結成については、ほぼ全ての町会で完了しています。

しかし、地域ごとに自主防災活動の取組みに差があるため、今後も補助金制度の有効活用について、町会等に働きかけを行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成27年度 除雪機の購入に対して、利用年数による上限額を設けず補助できるよう制度を見直し

30年度 出前講座メニューを見直し（避難所運営ゲームHUG導入）

以降 出前講座メニューの多様化（避難所運営ゲーム「HUG」、クロスロードゲーム、簡易図上訓練DIG導入）

イ 統計資料

自主防災組織防災活動支援補助金交付状況の推移

年 度	H 30	R 元	R 2
防災資機材補助（町会）	92 件	102 件	100 件
避難所運営訓練補助 （地区・避難所運営委員会）	10 件	11 件	5 件
除雪機補助（町会・地区）	5 件	0 件	3 件
交付金額（合計）	11,736,538 円	11,500,341 円	12,006,161 円

地域防犯活動の推進

1 松本市地区町会連合会防犯活動費交付金の利用等

危機管理部 消防防災課

(1) 目標

地域における防犯意識の高揚及び自主的な防犯活動の推進を図ることを目標とします。

この目標を達成するため、地区ごとに「松本市地区町会連合会防犯活動費交付金」を交付し、経費面から生活の安全確保及び地域の防犯活動をサポートします。

(2) 令和2年度の取組みと成果

松本市地区町会連合会防犯活動費交付金支給要綱に基づき、1地区につき10万円を35地区に交付しました。

なお、第一地区町会連合会には松本市防犯条例第7条第1項の規定により防犯重点地区に指定され、防犯カメラを設置しているため、15万円を加算して交付しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

刑法犯認知件数は平成14年以降18年連続減少傾向ですが、その内の75%が空き巣や車上ねらいといった、市民に身近なところで発生する犯罪です。

そのため、地区町会連合会が行う防犯活動の必要経費（防犯パトロール用ベストや帽子、会議費、防犯灯の電球等）を交付することで、各地区の創意工夫により幅広く活用されています。

引き続き、警察と連携して、刑法犯認知件数の減少と年々巧妙化する特殊詐欺の被害防止に取り組みます。

(4) 現在までの経過

ア 松本市地区町会連合会防犯活動費交付金の経過

平成15～21年度 松本市町内防犯対策協議会が各町会に防犯指導員を配置し、防犯活動の推進に取り組みました。防犯指導員（個人）には年1万円の報償費を支払いました。

平成22年度～ 松本市町内防犯対策協議会が廃止され、防犯対策業務は各地区町会連合会が継続して推進していくこととなり、地区への交付金を新設しました。

イ 特殊詐欺被害防止対策の実施

特殊詐欺の被害が増加していることを受け、平成27年度に松本警察署及び市内関係団体と連携協定を締結し、平成28年度以降も引き続き被害防止対策に取り組みました。

- ・特殊詐欺非常事態宣言発令 平成27年 9月4日
- ・特殊詐欺被害防止に関する連携協定締結 平成27年12月1日
(松本市、松本警察署、松筑金融機関防犯連絡協議会、松本コンビニエンスストア防犯協会、松本地区タクシー防犯協会、松本商工会議所、社会福祉法人松本市社会福祉協議会)
- ・被害防止街頭啓発活動 年金支給日（年6回）
- ・松本市役所 ATM コーナーに特殊詐欺注意喚起装置の設置 平成29年 9月
- ・特殊詐欺電話被害防止対策機器180台を高齢者世帯に貸出 平成30年10月～令和元年11月
- ・防犯重点地区（第一地区）防犯カメラの更新3台・増設5台工事 平成31年3月竣工
- ・特殊詐欺被害防止ステッカー配布（18,000枚作成） 令和元年7月

地域防犯活動の推進

2 消費生活相談事業

地域づくり部 市民相談課
(住民自治局 市民相談課)

(1) 目標

消費生活と経済社会との関わりが多様化・複雑化に伴い、消費生活相談も複雑なものとなっています。引き続き、相談体制の整備を進め、消費者被害の防止と減少を目指します。また、消費者市民社会の構築に向けた取組みを進めます。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

- ア 1,153 件の消費生活相談を受け、専門相談員が助言や斡旋等を実施しました。
- イ 広報まつもと等に消費生活相談の事例を掲載し、消費者被害に関する注意喚起と消費生活相談事業の周知を図りました。
- ウ 悪質商法啓発冊子「賢い消費者になるために」を作成し、消費者被害に関する注意喚起を図りました。
- エ 悪質商法等防止ポケットウエットティッシュを注意喚起のために活用しました。
- オ 消費者被害防止のためのバス背面広告、側面広告を実施しました。
- カ 悪質商法等の被害防止のための街頭啓発を、松本駅前や松本山雅ホームゲーム開催日にアルウィンで実施しました。
- キ 消費者教育冊子「消費者市民社会を担う COOL な中学生宣言」を作成し、市内中学校3年生に配布しました。
- ク 多重債務者無料弁護士相談会を3回開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 近年はハガキによる架空請求は減少傾向ですが、消費者を取り巻く情報通信社会の複雑化、多様化を背景とした特殊詐欺被害の消費生活相談に対応します。
- イ 消費者の自立を支援するため、引き続き小学校・中学校で実施している出前教室や、地域での積極的な出前講座の実施など、子どもから高齢者まであらゆる世代に積極的に消費者教育事業を展開します。
- ウ 県の消費生活センター、県内各市の消費生活センターと情報共有し、消費生活相談の内容充実に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 16 年度 消費生活相談窓口を新設
- 17 年度 松本市消費生活センターに改称
- 22 年度 全国の相談状況がわかる「全国消費生活情報ネットワークシステム (PIO - NET)」の運用開始
- 27 年度 松本市消費生活センター条例を制定

イ 相談件数の推移

(単位：件)

年度	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2
相談件数	988	977	1,208	1,286	1,473	1,407	1,153

危機管理体制の強化

1 災害時応援体制構築の推進

危機管理部 危機管理課

(1) 目標

行政機能が麻痺し応急対策や復旧業務に大きな支障が生じた東日本大震災を教訓として、市町村間の相互応援協定、企業等との物資等供給に関する協定の締結などの応援体制の充実を進めます。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

ア 企業等との災害時協定

日本通運株式会社と「災害時における松本市防災物資ターミナルの運営等に関する協定」を締結しました。

イ 協定先との訓練

本市総合防災訓練に、災害時相互応援協定等を締結している関係機関が参加しました。

ウ 災害時サポート事業所登録

災害時に地域に身近な事業所等が地域の防災活動に協力いただく「災害時サポート事業所登録制度」に8業者登録していただきました。

(3) 現状の分析と今後の課題

災害時に有効となる協定の締結を推進し、災害時の防災体制の構築を図っています。

「災害時サポート事業所登録制度」について、事業所等への周知を図っており、年々、災害時サポート事業所登録数は増加しています。

また、地域に定着した事業所等の持つ人材、資機材、建物スペースなどが、地域の防災活動に活かされるよう、災害時サポート登録事業者と地元町会との協議を進め、具体的な協力体制の構築を図ることが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成30年度 公益社団法人隊友会長野県隊友会松本支部、全日本冠婚葬祭互助協会と協定を締結しました。災害時サポート事業所登録制度に26業者登録

令和元年度 株式会社ゼンリン、松本少年刑務所、ヤフー株式会社、中部電力株式会社と協定を締結しました。災害時サポート事業所登録制度に7業者登録

2年度 日本通運株式会社と協定を締結
災害時サポート事業所登録制度に8業者登録

イ 統計資料

協定及びサポート事業所登録数の推移

(単位：件)

年度	H30	R元	R2
災害時応援協定等締結数	62	66	67
災害時サポート事業所登録数	51	57	65

危機管理体制の強化

2 災害備蓄施設の整備及び公的備蓄整備の推進

危機管理部 危機管理課

(1) 目標

災害時における被災者等の生命及び身体の安全を確保するため、被災者のもとへ物資を迅速に届けられる備蓄体制の整備を進めます。また、松本市地域防災計画に基づき、災害対策用の公的備蓄の整備を進めます。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 非常用備蓄食糧として、想定避難者数の1食分（65,500食）のうち、13,100食を更新・配備しました。
- イ 松本市の防災物資の搬送拠点となる「松本市防災物資ターミナル」の運用訓練、物資輸送訓練を実施しました。
- ウ 「松本市防災物資ターミナル」の運営等の協力に関する協定を日本通運株式会社と締結しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

平成27年に公表された長野県地震被害想定調査報告書の被害想定に基づき、計画的に公的備蓄の整備を進めています。

備蓄物資は、各小中学校等への分散備蓄と松本市防災物資ターミナルの集中備蓄により物資の管理をしています。また、物資の配送については、民間事業者と協力協定を締結し、円滑に配送するための体制を整えました。

災害時に備え、配送体制の実効性を高めるため、関係機関・関連部署との定期的な訓練の実施が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成26年度	発電機、投光器等の配備が無い指定避難所へ3年計画で発電機等を配備開始
28年度	備蓄倉庫が整備されていない小中学校へ3年計画で備蓄倉庫を整備、平成30年度完了
令和元年度	松本市防災物資ターミナル竣工、運用開始
2年度	松本市防災物資ターミナル運営訓練及び物資輸送訓練を実施 全避難所へ新型コロナウイルス感染症対策用品セット（ボックス）を配置

イ 統計資料

備蓄倉庫及び備蓄物資数量の推移

年 度	H30	R 元	R 2
備蓄倉庫設置箇所数	64カ所	65カ所	65カ所
発電機等配備避難所数	157カ所	156カ所	156カ所
食糧	74,200食	65,500食	65,500食
段ボールベッド	1,277台	1,243台	1,167台
携帯トイレ	257,500枚	257,500枚	257,500枚

危機管理体制の強化

3 防災行政無線の整備及び統合

危機管理部 消防防災課

(1) 目標

緊急・災害情報等を市民に的確かつ迅速に伝達するため「松本市における災害情報等伝達手段構築の方向性について」に基づき、旧松本市における同報系防災行政無線の整備及び合併5地区の同報系防災行政無線との統合を進めます。

(2) 令和2年度の取組みと成果

旧松本市及び合併地区の現行の同報系防災行政無線の保守管理を行うとともに、合併地区の防災行政無線を順次、旧松本市のシステムへ統合する更新工事を進めます。

平成30年度から令和4年度までに実施する四賀・安曇・奈川地区のシステム更新工事において、令和2年度は安曇・奈川地区で全世帯に音声告知端末を配備しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

旧松本市のシステムと一体的に管理運用するため、老朽化した合併地区の同報系防災行政無線の更新を進めています。

聞き取りにくいといった課題については、テレホンサービスや松本安心ネット、市公式SNSなどで補完していますが、効果的な防災情報の伝達手段について引き続き研究していきます。

(4) 現在までの経過

平成23年度	同報系防災行政無線設計業務委託（旧松本市）
平成24年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事の開始（旧松本市）
平成25年度 ～26年度	同報系デジタル防災行政無線整備内容（旧松本市） ・親局2局、中継局1局、屋外拡声子局307局、戸別受信機717か所（旧松本地区の指定避難所、公共施設、町内公民館及び要援護者施設等）
平成29年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事開始（梓川・波田地区）
平成30年度	同報系デジタル防災行政無線整備完了（梓川・波田地区） ・屋外拡声子局71局、戸別受信機95か所 同報系デジタル防災行政無線追加整備完了（旧松本市） ・屋外拡声子局1局（桜橋付近） 同報系デジタル防災行政無線整備工事開始（四賀・安曇・奈川地区）
令和元年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事（四賀・安曇・奈川地区） ・安曇および奈川地区で音声告知端末設置工事開始
令和2年度	同報系デジタル防災行政無線整備工事（四賀・安曇・奈川地区） ・安曇および奈川地区の音声告知端末配備完了 ・四賀地区で音声告知端末設置工事開始

危機管理体制の強化

4 消防団員の確保、消防団施設等の整備

危機管理部 消防防災課

(1) 目標

市民の生命、身体及び財産を火災から保護する消防団員の確保を図るとともに、活動拠点施設としての消防団施設（詰所・車両置場）及び消防機動力としての消防団車両について、整備方針に基づく整備を進めます。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

ア 団員の確保

- (ア) 「地域との絆 消防団応援プロジェクト」の継続（協賛店が消防団員へ特典を提供）（107店登録）
- (イ) 「消防団協力事業所表示制度」（事業所による消防団への積極的協力を認定）の活用（70事業所登録）
- (ウ) 消防団員確保委員会による地域の実情や団員確保に向けた取組みについて意見交換
- (エ) 市内事業所等への消防団員確保協力依頼
事業所へ消防団幹部と訪問し消防団への協力・理解が得られるよう呼びかけました。
- (オ) 市職員への勧誘（新規採用職員、若手職員を対象）
- (カ) 学生消防団活動認証制度による学生の勧誘
- (キ) 松本山雅ホームゲームにおいて消防団活動のPR

イ 消防団施設

本部詰所2カ所の建替整備 第14分団（笹賀）、第21分団（内田）

ウ 消防団車両

消防ポンプ積載車1台の更新 第42分団（波田中波田）

消防ポンプ軽積載車1台の更新 第13分団（神林）

(3) 現状の分析と今後の課題

消防団員の確保と時代にふさわしい消防団のあり方の研究が必要と考えます。自主防災組織・町会等との協力体制を構築し、地域活動の位置付けで消防団員の加入を促進します。また、災害時における消防団の役割や活動の必要性を知っていただけるよう、地域のイベント等に参加してPRします。

(4) 現在までの経過

ア 松本市の消防団員（令和3年4月2日現在）

- (ア) 総数1,887人（条例定数2,169人）
- (イ) 上記(ア)のうち女性団員数81人（4.3%）
- (ウ) 上記(ア)のうち市役所消防隊32人（令和元年11月1日設置）

イ 消防団施設等の整備方針

- (ア) 施設の建替基準 耐用年数又は30年以上
- (イ) 車両の更新基準 22年

防災・減災対策の推進

1 防災都市づくり計画

建設部 都市政策課
(建設部 都市計画課)

(1) 目標

大規模な地震災害に備えた被害想定調査に基づき、中心市街地を重点地域に指定し、地震の被害を抑える指針として平成13年に策定した「松本市防災都市計画」を見直し、1/1,000年浸水想定も加味した都市レベル及び地区レベルの防災施策を展開し、市民と行政が協力して安全で安心なまちづくりを推進します。

(2) 令和2年度の実績と成果

地震災害を対象とした「松本市防災都市計画」の見直しで、令和元年度実施の災害危険度判定調査結果及び1/1,000年浸水想定を踏まえた「防災都市づくり計画」を策定するため、現行計画の評価、都市防災上の課題整理、基本方針の整理・検討を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

重点検討区域を対象とした危険度判定結果を令和2年度に公表し、施策案の検討を進めるとともに、災害の発生を想定し早期に的確な復興を実現するための復興事前準備などの新たな考え方を追加して、「防災都市づくり計画」の改定に取り組みます。

安全で良好な生活環境の向上を図るため、建築計画等に併せた狭あい道路対策事業を推進します。

災害危険度判定調査結果により、住んでいる地域の危険性を認識してもらうことで、自主防災活動の啓発や建物の耐震化など市民が主体となった防災まちづくりを推進します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 8年度	政府の地震調査研究推進本部が「牛伏寺断層を含む区間で、今後数百年以内にM8程度の地震が発生する可能性が高い」との見解を発表
12年度	災害危険度判定調査結果を公表
13年度	防災都市計画を策定し、公表
15年度	地区防災まちづくり方針を策定し、公表
15～17年度	東部地区防災広場の整備
18～20年度	城北地区防災広場の整備
21年度	災害危険度判定調査結果の公表
21～22年度	第二地区防災広場の整備
24年度	狭あい道路の拡幅整備に関する条例制定及び事業化
26年度	信州大学と市危機管理部の共同により「揺れやすさマップ」を作成
30年度	松本市災害危険度判定見直し調査
令和 元年度	松本市災害危険度判定調査
2年度	松本市防災都市づくり計画の改定作業（令和3年度策定予定）

防災・減災対策の推進

2 建物の耐震改修の促進

建設部 建築指導課
(建設部 建築指導課、住宅課)

(1) 目標

昭和56年5月31日以前に着工された住宅や建築物の無料耐震診断及び耐震補強工事等に対する補助を行い、地震に対する建物の安全性の向上と災害に強いまちづくりを推進します。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

- ア 耐震改修促進事業の概要について、市広報への掲載、ラジオ番組出演、パンフレット配布等による周知を行うとともに、無料耐震診断受診後の世帯に戸別訪問の上、説明を行いました。
- イ 松本市耐震改修促進計画（第3期）案を作成し、パブリックコメント等を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 耐震補強工事に多額の経費を要することや高齢者のみが暮らす住宅の増加の影響等により、無料耐震診断後の耐震補強工事に踏み切れない世帯等が多くなっています。
- イ 松本市耐震改修促進計画（第3期）に基づき、関係部局とも連携して取組みの推進を図り、早期目標達成を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成16年度 木造住宅無料耐震診断事業を開始
- 17年度 木造住宅耐震補強工事補助事業を開始
- 19年度 2月に松本市耐震改修促進計画を策定
- 20年度 非木造住宅、避難施設精密耐震診断事業及び特定建築物精密耐震診断補助事業を開始
- 22年度 非木造住宅無料精密耐震診断事業を補助事業に変更。木造住宅無料耐震診断事業における2段階診断方式を廃止。直接精密耐震診断の実施が可能に
- 25年度 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正
- 26年度 要緊急安全確認大規模建築物精密耐震診断実施
- 27年度 松本市耐震改修促進計画を改定（目標期間：平成28年度～令和2年度）
- 28年度 要緊急安全確認大規模建築物精密耐震診断結果を公表

イ 統計資料（実施状況）

年 度		H 29	H 30	R 元	R 2
木造住宅	無料耐震診断	129戸	31戸	48戸	31戸
	耐震補強工事補助	8戸	14戸	11戸	7戸
非木造住宅耐震診断補助		0件	0件	0件	0件
避難施設無料耐震診断		0棟	0棟	1棟	0棟
特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助		0棟	1棟	0棟	0棟
要緊急安全確認大規模建築物耐震診断補助		0棟	0棟	0棟	0棟

防災・減災対策の推進

3 雨水渠の整備

建設部 建設課

(1) 目標

都市化による雨水流出量の増加に伴い、放流の分散化を図り、都市浸水被害を防止するため雨水渠の整備を進めます。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 長沢川・地蔵川の溢水対策として、県第一雨水幹線の工事を実施しました。
- イ 並柳、出川地区の溢水対策として、並柳雨水幹線最下流のポンプゲート新設工事を実施しました。
- ウ 市街地の下水道合流区域内の溢水対策として、丸の内雨水幹線の工事を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

都市化による出水量の増加及びゲリラ豪雨による溢水対策として、公共下水道事業計画に基づいて雨水渠整備を進めています。

また、今後の課題として継続路線の早期完了が課題となっています。

(田川第一雨水幹線、県第一雨水幹線、並柳雨水幹線、筑摩雨水幹線、丸の内雨水幹線)

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和43年度	下水道事業として雨水排水対策を開始 (中略)
平成14年度	上下水道局下水道課から建設課へ事業移管
16年度	牛伏川第三雨水幹線竣工
17年度	水汲第一雨水幹線竣工
20年度	芳川村井第一雨水幹線竣工
25年度	芳川小屋第一雨水幹線竣工
26年度	穴田川第三雨水幹線、信大南雨水貯留管竣工
令和元年度	筑摩雨水貯留管竣工

イ 統計資料

整備面積・管路延長の実績

年度	全体計画 計画排水区域 (ha)	整備面積		管路整備延長	
		累 計 (ha)	整備率 (%)	整備延長 (m)	累 計 (m)
H 29	3,807.0	736.5	19.3%	116.0	29,763.2
H 30	3,807.0	736.5	19.3%	67.7	29,830.9
R 元	3,807.0	750.8	19.7%	398.2	30,229.1
R 2	3,807.0	750.8	19.7%	116.6	30,345.7

防災・減災対策の推進

4 河川水路網の整備

建設部 建設課

(1) 目標

河川及び水路の水系別、排水系別の整備を進め、円滑な治水・排水により市民生活の安全性を確保するとともに、周辺の景観と自然環境に配慮したうるおいとやすらぎのある水辺空間の形成を目指します。

(2) 令和2年度の実績と成果

西大門沢川・山田川・大六川・横田運動公園水路・村井東水路・三才水路等、市内を流れる10の河川・水路（延長362.2m）の改修を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

市街地の河川・水路は1次改修が概ね完成しています。しかし、施設は老朽化が進んでおり、また近年の集中豪雨や都市化による降雨時の出水量の増加により、通水断面不足による溢水等が発生しています。このため、既存の河川・水路で2次改修が可能な区間の整備を進めるとともに、新設排水路や雨水貯留浸透施設など、総合的な整備・検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 統計資料

河川改良費の状況（雨水渠を含む）

年度	総 計		国庫補助事業		市単独事業	
	総額(千円)	構成比(%)	総額(千円)	構成比(%)	総額(千円)	構成比(%)
H 29	235,139	100.0	162,258	69.0	72,881	31.0
H 30	368,202	100.0	304,543	82.7	63,659	17.3
R 元	364,292	100.0	279,560	76.7	84,732	23.3
R 2	235,767	100.0	181,651	77.0	54,116	23.0

河川・水路の改修実績

年度	河 川			水路（雨水渠を除く）		
	改修数(路線)	改修延長(m)	金額(千円)	改修数(路線)	改修延長(m)	金額(千円)
H 29	4	106.8	33,599	7	306.8	33,900
H 30	2	14.9	6,145	10	431.1	33,328
R 元	3	132.5	42,422	5	232.0	25,777
R 2	3	58.1	18,326	7	304.1	20,259

※金額は工事請負費です。

防災・減災対策の推進

5 奈良井川流域の一級河川整備（県事業）の促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

奈良井川流域の現況流下能力や過去の災害等を踏まえ、県及び関係団体とともに整備促進を図ります。特に、危険度が高い、田川の中流域（庄内地区から芳川地区）及び薄川の下流域（田川合流から上流 700 m）が早期に改修できるようにするため、田川の下流域（薄川合流から奈良井川合流）から優先的に整備を促進するとともに、田川の中流域については、改修の一環として護岸の根継ぎや橋梁の架替えにより河床を下げ、田川へ流入する河川・水路からの溢水に伴う災害防止を図ります。

(2) 令和 2 年度 of 取組みと成果

ア 河川整備

県により次の工事が行われました。

- (ア) 田川の渚～村井工区の護岸工（巾上 190 m、村井 200 m）
- (イ) 奈良井川の松島橋上下流（L = 42 m）
- (ウ) 市内河川の樹木除去、堆積土砂の除去

イ 河川整備促進の要望活動

奈良井川水系河川改良促進期成同盟会で、中央要望（書面）を 8 月に、県要望を 12 月 21 日に実施

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 県は、新たな松本圏域河川改修計画が策定されるまでは、昭和 57 年に策定した奈良井川全体計画に基づいて河川改修を計画的に進めています。

イ 市は、内水溢水被害を防ぐため、奈良井川、田川、薄川の河床掘り下げの促進と堆積土砂撤去や立木の伐採など「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」の取組みを県へ要望します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 19 年	田川	奈良井川合流点～塩沢川合流点の河川改修事業が採択
	牛伏川	田川合流点～白姫橋の河川改修事業が採択
25 年	女鳥羽川	田川合流点～原橋の河川改修事業が採択され着手（平成 29 年完了）
26 年	田川	河川改修工事着手
27 年	鎖川	奈良井川合流点～針尾橋の河川改修事業が採択され着手（平成元年完了）
38 年	奈良井川、田川及び女鳥羽川	の計画高水流量の改訂
42 年	薄川	田川合流点～舟付橋の河川改修工事に着手（平成 2 年から休止）
45 年	ダム計画との整合及び薄川の編入により、奈良井川、田川、女鳥羽川及び薄川の計画高水流量の改訂	
49 年	牛伏川	河川改修工事着手（昭和 60 年完了）
57 年	奈良井川水系の全体の計画高水流量を改訂し、水系全体の変更認可を受け、河川改修工事を施工	

イ 統計資料

一級河川の状況については、資料編 1215 に掲載

防災・減災対策の推進

6 狭あい道路拡幅整備

建設部 建築指導課

(1) 目標

市民の理解と協力の下に、安全で良好な生活環境を確保するため、狭あい道路（市街化区域の幅員 1.8 m 以上 4 m 未満の市道）の拡幅整備を推進します。これにより、災害時の避難行動や防火活動、日照、通風、防火性能等に有効な空間を確保でき利便性が向上します。

(2) 令和 2 年度 of 取組みと成果

ア 取組状況

建築主等と協議が整った箇所について、市が測量や登記の費用を負担するとともに、後退用地内の工作物等の撤去等に対し補助金を交付しています。

イ 令和 2 年度実施状況 (協議状況)

- (ア) 協議書受付件数 94 件 (内寄附予定件数 9 件)
- (イ) 所有権移転件数 12 件

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 市民の理解と協力の下に、安全で良好な生活環境を確保するため、事業を進めることが必要です。

イ 令和 3 年度から対象範囲を都市計画区域まで広げ、災害時の避難や防災活動、日照、通風、防火性能等について、引き続き広報活動を通じて、機会あるごとに周知を図るとともに、関係団体等と連携し積極的に PR していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 22 年度 庁内協議開始
- 23 年度 庁内協議
12 月に議会に取組みについて報告
- 24 年度 4 月にパブリックコメント実施と議会の意見聴取
6 月議会で「松本市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」制定
8 月に「松本市狭あい道路の拡幅整備に関する条例」施行
- 令和 2 年度 12 月議会で対象範囲を都市計画区域まで広げる条例改正案を提出

イ 統計資料 (事業実施状況)

事業内容	H 29 年度	H 30 年度	R 元年度	R 2 年度
道路整備件数	7 件	10 件	11 件	10 件
工作物除去・移設等補助金 交付件数	7 件	8 件	4 件	5 件
奨励金交付件数	5 件	2 件	1 件	1 件

調和した土地利用の推進

1 都市計画マスタープラン

建設部 都市政策課
(建設部 都市計画課)

(1) 目標

合併による市域の拡大や、超少子高齢型人口減少社会などの社会情勢の変化に対応するため、松本市都市計画マスタープランに掲げる集約型都市の構築に向け、長期的展望に立ち、秩序ある土地利用の誘導による良好な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ります。

(2) 令和2年度の実績と成果

公募市民や関係団体の代表者等で構成する松本市都市計画策定市民会議や都市計画策定庁内連絡会議を開催し、松本市都市計画マスタープランの改定に向けた検討を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

長野県が決定する第7回区域区分定期見直しや松本都市計画区域マスタープランとの整合を図りつつ、松本市都市計画マスタープランの見直しを進めます。

見直しにあたっては、市街化調整区域などの「郊外部における地域コミュニティ維持」や「都市活力を創出する計画的な産業集積」などの新たな視点を追加します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 11 年 5 月	都市計画基本方針を策定
18 年度	周辺 4 村との合併による市域の拡大、社会情勢の変化による見直しに着手
19 年度	全体構想、地域別構想の検討
20 年度	全体構想(案)、地域別構想(案)の作成及び都市計画マスタープラン(素案)の作成
22 年 3 月	都市計画マスタープランの見直し完了
23 年度	旧波田町との合併による市域拡大による見直しに着手
25 年 3 月	都市計画マスタープランの見直し完了
	全体構想へ波田地区の位置付け、波田地域別構想の追加及び時点修正
26 年度	都市計画マスタープランの市民評価を実施
29 年 3 月	立地適正化計画(都市機能誘導区域)を策定
31 年 3 月	立地適正化計画(居住誘導区域等を追加)を見直し策定
令和 元 年度	都市計画マスタープランの見直しに着手
元 年 12 月	都市計画市民会議を設置
2 年度	全体構想(案)の作成

調和した土地利用の推進

2 市街化区域・市街化調整区域

建設部 都市政策課
(建設部 都市計画課)

(1) 目標

無秩序な市街化を防止し、良好な都市形成を行うため、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域（市街化区域）と市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）に分けて、段階的かつ効率的な市街化を図り、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進します。

(2) 令和2年度の実績と成果

松本都市圏における課題や将来の都市構造に向けたビジョンを描くため、県や関係機関との協議を進めるとともに、第7回区域区分定期見直しに係る協議資料原案の作成に向けた検討を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

長野県は2021年度（令和3年度）中に第7回区域区分定期見直しによる変更作業を進めており、都市計画区域マスタープラン（長野県決定）、松本市総合計画（令和3年度改定予定）及び松本市都市計画マスタープラン（令和3年度改定予定）と整合を図りながら、適正な区域区分の見直しを行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和46年 5月17日 新都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）による区域区分告示（市街化区域2,262ha、市街化調整区域24,168ha）

55年 3月 第1回区域区分定期見直しにより、市街化区域455ha増の変更

平成 2年 8月 第2回区域区分定期見直しにより、市街化区域958ha増の変更

8年 8月 第3回区域区分定期見直しにより、市街化区域20ha増の変更

12年 8月 第4回区域区分定期見直しにより、市街化区域69ha増の変更

16年 5月 第5回区域区分定期見直し（一般保留の決定のみ）

22年 11月 第6回区域区分定期見直しにより、市街化区域22ha増の変更

26年 2月 村井東田地区を市街化区域に編入し、市街化区域5ha増の変更

11月 松本都市計画区域と波田都市計画区域を統合し、波田地区を市街化区域と市街化調整区域に区分しました。

イ 統計資料

都市計画区域の状況（令和3年4月1日現在）

行政区域	都市計画区域名	都市計画区域	都市計画区域内訳		都市計画区域外
			市街化区域	市街化調整区域	
97,847ha (100%)	松本	30,191ha (30.86%)	4,008ha (4.10%)	26,183ha (26.76%)	67,656ha (69.14%)

調和した土地利用の推進

3 用途地域

建設部 都市政策課
(建設部 都市計画課)

(1) 目標

健全な都市形成と都市全体における合理的な機能配分を行うため、市街化区域に用途地域を設定して規制と誘導により、快適で健康かつ能率的な都市環境の実現と土地利用の増進を図ります。

(2) 令和2年度の実績と成果

立地適正化計画に位置付けた都市機能の維持・誘導を目的として、必要な用途地域の見直しに向けた検討等を行いました。

また、都市計画道路（出川浅間線）の見直しに伴い、本郷地区の用途地域の一部を変更する手続きを進めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

「松本市都市計画マスタープラン」に基づく集約型都市構造の具現化のため、立地適正化計画の内容における現状分析、拠点の整理、維持・誘導すべき都市機能及び区域の設定方針等に基づき、適切な用途地域の見直しを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 13 年 3 月	市街地建築物法の適用により用途地域を指定
48 年 10 月	新都市計画法の制定・建築基準法の改正により、8 種類の用途地域に変更
平成 8 年 4 月	都市計画法・建築基準法の一部改正により、12 種類の用途地域に変更
17 年 3 月	波田都市計画区域の用途地域指定
25 年度まで	市域の拡大、区域区分の変更等により、用途地域を 28 回変更
26 年度	波田地区において、都市計画区域の統合と区域区分に合わせ、平成 17 年に指定した用途地域の見直しを実施
28 年 9 月	村井駅周辺の一部について用途地域を変更
31 年 3 月	惣社地区の一部用途地域を変更
令和 元年 11 月	都市計画道路の見直しに伴い白板地区の用途地域の一部を変更

イ 統計資料

用途地域（令和3年4月1日現在）

松本都市計画区域

第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域
492 ha (12.3%)	31 ha (0.8%)	728 ha (18.2%)	241 ha (6.0%)	893 ha (22.3%)	336 ha (8.4%)	30 ha (0.7%)
近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計	
114 ha (2.8%)	167 ha (4.2%)	576 ha (14.4%)	163 ha (4.0%)	237 ha (5.9%)	4,008 ha (100.0%)	

調和した土地利用の推進

4 中小土地区画整理事業の推進

建設部 都市政策課
(建設部 都市計画課)

(1) 目標

新市街地において、地域の特性を活かした良好な住環境を備えた市街地形成を進めていくため、土地区画整理事業の技術援助を行います。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

- ア 施行中の2地区（惣社 2.9ha、岡田東 1.1ha）の計画的な事業進捗が図られました。
- イ 惣社地区で事業が完了しました。
- ウ 岡田東地区で換地処分が行われました。
- エ 土地区画整理法第76条に基づく許可は5件でした。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 組合設立の認可を受けて事業化した42地区(233.7ha)の内、41地区(232.6ha)で事業が完了しました。
- イ 事業計画区域77地区(355.4ha)の内、合意形成が図れず、技術援助中止となった23地区(35.5ha)を含む市街化区域内農地の土地利用について、自然との調和及び都市活動の幅を広げ、多様性を高める研究・検討が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- | | |
|-----------|--|
| 昭和 59年 4月 | 線引き並びに用途変更についての告示（長野県知事） |
| 9月 | 基本方針に基づき、市と農協で、松本市地域開発研究会を設置 |
| 平成 3年 7月 | 松本市土地区画整理組合連絡協議会を組織 |
| 8年 4月 | 全体面積5ha未満の個人施行及び土地区画整理組合施行事業に係る許認可事務等が、長野県知事から、松本市長へ委任 |
| 8月 | 技術援助の対象面積要件を、市長が特に認める場合は0.7haまで緩和 |
| 12年 11月 | 特例市の指定により、全体面積5ha以上の個人施行及び土地区画整理組合施行事業に係る許認可事務が、長野県知事から松本市長へ委譲 |
| 28年 12月 | 松本市地域開発研究会を廃止 |
| 29年 2月 | 市土地区画整理事業助成要綱を一部改正し、新規案件に対する補助金を廃止 |
| 令和 2年度まで | 42地区233.7haについて、松本市土地区画整理事業助成要綱に基づく技術援助を実施 |

調和した土地利用の推進

5 地区計画の推進

建設部 都市政策課
(建設部 都市計画課)

(1) 目標

土地地区画整理事業などにより計画的に整備が進められている地区、開発予定地区及び既存集落における良好な居住環境の確保、あるいは公共施設整備の不十分な地域における公共施設の計画的な整備と居住環境の向上を目的として、地区計画を地区関係者の合意のもとに策定し、建築行為の誘導、規制をすることにより、良好な市街地の維持・形成の推進を図ります。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

倭工業団地地区、小宮地区において地元要望や地区の実情に応じた地区計画の都市計画変更を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 既存集落など適正な土地利用の整序を図っていくべき区域を中心に、地元関係者の協力を得ながら地区計画を策定し、魅力ある住みよいまちづくりを進めます。
- イ 立地適正化計画に位置付けた都市機能の維持・誘導や郊外部のコミュニティ維持を目的として、緩和型地区計画の導入や市街化調整区域における地区計画制度の活用に向けた検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成4年度～令和2年度 39地区 295.2ha の地区計画を都市計画決定
平成5年4月 「松本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を制定

イ 統計資料

地区計画決定の経過（令和3年4月1日現在）

年度	面積	地区名	年度	面積	地区名
H 4	39.8ha	芳川小屋、寿百瀬	H 18	3.7ha	井川城中
H 5	31.7ha	小屋、竹測北、寿小池	H 19	23.0ha	中原、中山台
H 6	23.3ha	平田東、高宮・征矢野	H 20	9.0ha	城北東
H 7	18.1ha	竹測南、岡田久根下、 松原・寿台、村井	H 21	21.0ha	笹部、中巾
			H 23	10.0ha	青島、空港東
H 8	5.9ha	野溝塚田、新井	H 24	12.7ha	倭工業団地
H 10	7.2ha	寿小赤	H 26	1.9ha	新井北
H 11	4.3ha	平田西、竹測西	H 27	2.6ha	東方
H 12	4.1ha	井川城北、島高第一	H 28	3.0ha	両島
H 13	2.6ha	下惣	H 29	4.9ha	村井町南
H 14	13.3ha	小宮、村井巾下	H 30	2.9ha	惣社
H 15	37.1ha	平田、庄内	R 元	1.1ha	岡田東
H 17	12.0ha	和田西原	合計	295.2ha	39地区

道路整備の推進

1 松本市総合都市交通計画（都市計画道路の見直し）

建設部 都市政策課
(交通部 交通ネットワーク課、建設部 都市計画課)

(1) 目標

土地利用や社会経済情勢の変化などに対応するため、都市計画道路の見直し方針を含めた松本市総合都市交通計画に基づき、超少子高齢型人口減少社会への対応、地球温暖化の防止、自然環境の保全などの課題に対応した交通政策を展開し、生活環境の維持向上と持続可能なまちづくりを推進します。

(2) 令和2年度の実績と成果

関係施策との調整を図りながら、出川浅間線の一部、末広線を見直しました。また、惣社・里山辺周辺の一部路線の都市計画道路について、変更手続きに向けた関係機関協議を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

市街地の主要道路網について、市内検討や関係機関を含めた協議を通して方針を検討し、市民の合意形成を図りながら、都市計画の変更を目指します。

特に内環状線構想については、都市の将来像との整合性を考慮し、これまでのまちづくりを尊重しつつ、既存道路を有効活用した都市計画道路網を再設計します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 20 年度	松本都市圏 P T 調査（長野県実施）
23 年 3 月	松本都市圏総合都市交通計画の策定（長野県） 松本市総合都市交通計画の策定
24 年 8 月	松本市次世代交通政策「新しい交通体系によるまちづくりビジョン」策定
27 年度	松本市次世代交通政策実行計画（総合交通戦略）策定
令和 3 年 3 月	第 2 段階として、出川浅間線及び末広線の都市計画変更手続きを実施

イ 統計資料

松本都市計画道路の整備状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

区分※	規模※	計画			改良済	
		路線数	延長(m)	構成比	延長(m)	進捗率
1(自動車専用道路)	4 (16m 以上～ 22m 未満)	1	5,300	4.5	0	0
3 (幹線街路)	2 (30m 以上～ 40m 未満)	3	13,940	12.1	1,443	10.4
	3 (22m 以上～ 30m 未満)	4	10,390	9.0	1,700	16.4
	4 (16m 以上～ 22m 未満)	23	45,380	39.3	30,408	67.0
	5 (12m 以上～ 16m 未満)	16	29,070	25.1	9,302	32.0
	6 (8m 以上～ 12m 未満)	5	10,260	8.9	5,170	50.4
	小計	51	109,040	94.4	48,023	44.0
7 (区画街路)	6 (8m 以上～ 12m 未満)	2	520	0.5	520	100.0
8 (特殊街路)	4 (16m 以上～ 22m 未満)	1	190	0.2	190	100.0
	7 (8m 未満)	4	470	0.4	470	100.0
	小計	5	660	0.6	660	100.0
計		59	115,520	100.0	49,203	42.6

※区分・規模の番号は、都市計画運用指針によるもの。

道路整備の推進

2 橋りょうの長寿命化及び定期点検

建設部 建設課、維持課

(1) 目標

橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕・架替えを行うことにより、橋りょうの安全確保及び耐用年数の延伸を図ります。

また、道路法に基づき、2 m以上の橋りょうについて、5年に1度の定期点検を実施します。

(2) 令和2年度の取組みと成果

ア 橋長2 m以上の全988の橋りょうについて、平成30年度までに道路法に基づく橋梁定期点検(1巡目)を実施し、その結果により「松本市橋梁長寿命化修繕計画」(平成24年度策定)の見直しを行いました。

イ 令和2年度は、清水橋、念来寺橋、元町橋、みとれ橋、開智橋、一つ橋、島々橋、大岩橋、城北橋、中木戸橋の補修工事が完了しました。また、島橋、梓川22号橋、月沢橋、笑沢橋、枋の木橋、無名橋1橋の補修詳細設計業務を実施しました。

ウ 令和元年度から、橋梁定期点検の2巡目が始まり、橋長2～5 mの84橋と同5 m以上の121橋について実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

平成30年度までに実施した橋梁定期点検結果により見直した「松本市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、将来的な財政負担の低減、橋梁修繕費の平準化及び道路交通の安全性の確保を図るため、橋りょうの長寿命化を引き続き計画的に進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) 平成20年度から23年度の橋梁調査を基に、平成24年度「松本市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。

(イ) 平成26年7月から義務付けられた橋りょうの定期点検は、定期点検要領に基づき実施しています。

(ウ) 平成30年度までに実施した1巡目の橋梁定期点検の結果により「松本市橋梁長寿命化修繕計画」を見直し、より計画的な橋りょうの維持管理に取り組んでいます。

イ 統計資料

(単位：橋数)

項目	年度	橋梁定期点検 1巡目					2巡目	
		H26まで	H 27	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2
定期点検	橋長2～5 m	71	80	177	118	62	95	84
	橋長5 m以上	19	161	132	140	28	117	121
補修詳細設計		11	5	6	6	7	9	6
補修工事(完了)		8	5	1	7	5	3	10
進捗率(完了/計画66橋)		12%	20%	21%	32%	39%	44%	59%

道路整備の推進

3 大型道路構造物・舗装の長寿命化及び定期点検

建設部 維持課

(1) 目標

大型道路構造物及び舗装について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に維持管理することにより、安全性の確保及び耐用年数の延伸を図ります。

また、新しく国から示された道路構造物及び舗装の点検要領に基づき、定期点検を実施します。

(2) 令和2年度の実績と成果

ア 舗装について、平成27年度に策定した舗装長寿命化修繕計画に基づき、6路線（L=2.5km）の修繕を実施しました。

イ 横断歩道橋について、平成30年度に策定した横断歩道橋長寿命化計画に基づき、2橋の修繕を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 大型道路構造物について、個別の長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を進めることにより、事業費の平準化及び道路交通の安全性を確保します。

イ 舗装長寿命化修繕計画に基づいた計画的修繕の遂行を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成26年度	舗装点検 L=280km	
27年度	舗装点検 L=55km	舗装長寿命化修繕計画を策定（幅員5.5m以上 L=335km）
28年度	舗装修繕箇所の選定	
29年度	舗装修繕1路線（市道7702号線 L=0.6km）実施	
	大型道路構造物点検実施	
	大型カルバート（島立、北松本）	2カ所
	横断歩道橋（島内、筑摩、神林、並柳、北松本西、北松本東）	6カ所
	道路トンネル（奈川雪見ヶ原トンネル）	1カ所
30年度	舗装修繕9路線（市道1223号線外8路線 L=2.7km）実施	
	大型構造物に関する個別の長寿命化修繕計画を策定し公表	
令和元年度	舗装長寿命化修繕計画見直し（L=345km）	
	舗装修繕6路線（市道6572号線外5路線 L=1.9km）実施	
2年度	舗装修繕6路線（市道6572号線外5路線 L=2.5km）実施	
	横断歩道橋修繕2橋（北松本（西）、島内）実施	

道路整備の推進

4 国道19号松本拡幅の建設促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

国道19号は、松本市の発展を支える交通の主軸として、また生活道路として主要な役割を果たしていますが、地域間交通の増加や、沿線商業施設の開発等により慢性的な渋滞を引き起こしています。

この渋滞解消と松本市周辺における地域の活性化など、さらなる交通需要に対応していくために、その整備促進を図るものです。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 国道19号松本拡幅建設促進連絡協議会、国道19号松本拡幅市議会議員連盟、松本商工会議所と連携し、国土交通省、財務省等に事業促進等の要望を行いました。(令和2年9月)
- イ 用地取得の進捗状況は、令和3年3月末現在、事業区間全体の面積比で約53%（先行取得を含む）となっています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 国道19号松本拡幅の事業促進を図るため、第1工区から第3工区間について国と調整を図り、用地取得完了に向けた取組みを進めます。
- イ 用地買収が進んだ渚から白板の区間について、事業効果が得られるよう、「早期4車線化」を国へ要望します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成10年3月	4車線化の都市計画決定
10年度	渚3丁目～宮渚本村間が事業化（松本拡幅L=1.6km）
10年5月	「松本地区整備対策連絡協議会」を改称し「松本拡幅建設促進連絡協議会」を設立
16年11月	事業化区間の地権者会を設立し、建設促進連絡協議会に加わる
17年度～	用地取得に着手
23年度～	工事に着手
25年度	第1工区の渚1丁目交差点付近の一部が完成（上り車線の右折レーン2車線化）
27年度	渚1丁目交差点北から田川小学校前まで約400mの工事が完了し、暫定供用
28年度～	国の用地国債制度を活用した松本市土地開発公社による事業用地の先行取得を実施（令和元年度まで）
30年度	渚2丁目交差点周辺歩道の暫定整備

イ 統計資料

用地取得率の経過（取得率は先行取得を含む）

年度	～H27	H28	H29	H30	R元	R2
1～4工区全体 取得率（%）	27	32	37	46	47	53

道路整備の推進

5 中部縦貫自動車道及び国道 158 号の整備促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

松本市と福井市を結ぶ中部縦貫自動車道は、地域産業の活性化、観光地へのアクセス強化等を実現するとともに、中央自動車道、東海北陸自動車道及び北陸自動車道を相互に連絡し、関東・中部・北陸地方の広域的、一体的発展に寄与する道路であることから、その整備促進を図るものです。

(2) 令和 2 年度 of 取組みと成果

- ア 「中部縦貫自動車道（松本～中ノ湯間道路）建設・国道 158 号整備促進期成同盟会」及び「中部縦貫自動車道建設促進長野・岐阜連絡協議会」の活動を通して、国土交通省、地元選出国會議員等に整備促進等の要望を行いました。（令和 2 年 8 月 24 日に要望書を郵送）
- イ 松本波田道路では、国は、全地区で用地取得を進め、波田地区で橋梁下部工事に着手しました。市は、国、県等の関係機関と追加 I C の設計内容について協議を行いました。また、該当地区の町会役員に建設場所等の概要について説明をしました。
- ウ 中部縦貫自動車道（波田～中ノ湯間）では、国、県、市で第 1 回先線整備検討会を開催し、国道 158 号の現状と課題について整理を行いました。
- エ 国道 158 号奈川渡改良事業では、大白川トンネル（2 号トンネル）が令和元年 7 月に貫通し、それに繋がる大白川大橋の工事が進められています。
- オ 国道 158 号狸平バイパス事業では、長野県が詳細設計及び地質調査、用地買収を実施しています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 中部縦貫自動車道の先線計画（波田～中ノ湯間）について、早期の路線提示できるよう、国・県と協力して進めるとともに、松本波田道路において、関係 4 地区での用地取得及び本線工事が進むよう、引続き地元調整を行います。
- イ 松本波田道路に接続する追加 I C の、調査、設計を行い、地元へ説明を行います。
- ウ 国道 158 号奈川渡改良の工事が円滑に進められるよう、国、地元及び関係機関等との調整を図ります。また、地元住民の切実な思いとともに事業促進について国等に要望を行います。
- エ 国道 158 号狸平バイパスの早期工事促進を県へ要望します。
- オ 波田渋滞対策道路の早期整備について県等に要望を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 62 年度	高規格幹線道路として路線指定
平成 9 年 12 月	安房峠道路（L=5.6km）開通（安房トンネル L=4.37km）
11 年 3 月	松本波田道路の都市計画決定
30 年 4 月	市が追加 I C を 2 カ所設置する方向で関係機関と協議を行う方針を公表
31 年 3 月～	国が関係 4 地区で個別に用地交渉を開始
令和 2 年 7 月	国、県、市で第 1 回先線整備検討会を開催
3 年 1 月	国が波田地区で本線工事（橋梁下部工）に着手

イ 統計資料 中部縦貫自動車道の事業進捗状況とその割合（令和 3 年 3 月末現在）

項目	整備計画						調査中		全延長	
	供用中		事業中		計					
長野県区間	2km	6%	5km	15%	7km	21%	27km	79%	34km	100%
岐阜県区間	29km	49%	9km	15%	38km	64%	21km	36%	59km	100%
福井県区間	27km	44%	35km	56%	62km	100%	0km	0%	62km	100%
路線全体計	58km	37%	49km	32%	107km	69%	48km	31%	155km	100%

道路整備の推進

6 地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備促進

建設部 建設総務課

(1) 目標

全国的な道路ネットワーク構築に合わせ、松本・大北地域と糸魚川地域とを規格の高い道路で結び中信経済圏と北陸経済圏の交流促進を図るとともに、地域住民が安全で安心して暮らせるための災害に強く信頼性の高い道路の建設促進を図るものです。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

- ア 「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」及び「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路長野県側ルート建設促進協議会」の活動を通して、国土交通省、地元選出国會議員、県知事等に早期のルート決定と事業化の要望を行いました。
- イ 県は、安曇野市新設区間の最適ルート帯をAルート帯に決定しました。
- ウ 国道148号(小谷村)雨中バイパスの2号トンネルが貫通しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 県は、地元への丁寧な説明を行い、合意形成を図りつつ、詳細なルート選定を早期に進めることが必要です。
- イ 「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」が主体となり、安曇野市内～大町市街地区間において、早期に事業化が図られるよう県に働きかけます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- | | |
|-----------|--|
| 平成 10年 6月 | 計画路線に指定 |
| 20年 10月 | 県が「(仮称)豊科IC」を起点とする豊科北ルートをもっと最適案として公表 |
| 21年 8月 | 同盟会総会において「豊科北ルート」案を意思統一する |
| 23年度 | 小谷村雨中地区(2km)が事業化 |
| 23年 7月 | 県が豊科北ルートの概略ルート2案を提示し、地元説明会とパブリックコメントを実施 |
| 25年 3月 | 県が整備に関する基本的な考え方をまとめる |
| 28年 1月 | 県が安曇野北IC(仮称)～大町市街地南間ルートの計画案を公表し、パブリックコメントを実施 |
| 29年 4月 | 白馬村白馬北工区が事業化 |
| 31年 2月 | 県が安曇野市内のルート案を再検討する考えを表明 |
| 4月 | 糸魚川市山本-上刈間が松糸・今井道路として新規事業化 |
| 令和 2年 2月 | 県が大町市街地区間の最適ルート帯を西ルート帯に選定 |
| 8月 | 県が安曇野市新設区間の最適ルート帯をAルート帯に決定 |
| 7月 | 「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」が、新潟県、北陸及び |
| ～11月 | 関東地方整備局、地元国會議員、国土交通省及び財務省に建設促進を要望 |
| 12月 | 「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路建設促進期成同盟会」が、県に建設促進を要望 |

道路整備の推進

7 幹線道路の整備

建設部 建設課

(1) 目標

コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するため、都市基盤となる幹線市道の整備を計画的・効率的に進めます。

(2) 令和2年度の実績と成果

第6次道路整備五箇年計画に位置付けている次の路線について、継続して事業に取り組みました。

- ア 中環状線の市道7003号線（島立）は、工事と用地買収・補償を実施しました。
- イ 外環状線の出川浅間線（里山辺）は、用地買収・補償を実施しました。
- ウ 南北幹線の中条白板線の中上工区は工事を実施、白板工区は、用地買収・補償を実施しました。
- エ 東西幹線の南松本駅石芝線（芳野）は、西工区の工事が完了しました。
- オ 東西幹線の市道2181号線（浅間温泉2丁目）は、工事と用地買収・補償を実施しました。
- カ 補助幹線の波田地区の市道波田98号線（森口）は、工事と用地買収・補償を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

市街地への交通を分散化し、快適な道路環境と住みよいまちの形成を目的とした環状放射型の幹線道路網の整備や、通学路など歩行空間の確保や安全対策を重点に、安全で安心かつ利便性の高い交通体系の確立による「すべての人にやさしいまち」を目指し取り組んでいます。

今後の課題は、継続路線の早期整備を含め、第6次道路整備五箇年計画において整理しています。

（課題解決の整備方針）

- ・まちづくりと連携した道路整備
- ・安全で快適に通行できる道づくり
- ・交通円滑化のための幹線道路の整備
- ・防災性の向上に向けた取り組み
- ・将来を見据えた維持管理
- ・広域的な交通ネットワークの整備

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成5年度から道路整備五箇年計画を策定し、計画的かつ効率的に道路整備を進めています。

イ 統計資料

道路整備五箇年計画

第1次計画（平成5～9年度）	整備実績延長 L=7.4km
第2次計画（平成10～14年度）	整備実績延長 L=4.1km
第3次計画（平成15～19年度）	整備実績延長 L=5.3km
第4次計画（平成20～24年度）	整備実績延長 L=3.3km
第5次計画（平成25～29年度）	整備実績延長 L=2.4km
第6次計画（平成30～令和4年度）	整備目標延長 L=3.2km

交通安全対策の充実

1 交通安全教育・啓発活動

建設部 交通安全課
(交通部 自転車推進課)

(1) 目標

市民一人ひとりが、交通社会の一員として責任を自覚し、道路を利用するすべての人が相互理解と思いやりをもって共存する社会の形成を図ります。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 幼児及び高齢者対象の交通安全教室を開催しました。(107回開催、6,181人参加)
- イ 関係機関・団体と連携した交通安全運動の実施(春・夏・秋・年末)及び街頭啓発指導を行いました。
- ウ 交通安全推進団体に活動支援を行いました。(松本市交通安全市民運動推進会議、松本市交通安全協会ほか)
- エ 「思いやり ゆずりあい運転の街 松本」をキャッチフレーズとし、交通マナー向上の啓発を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 交通事故発生件数及び死傷者数については、減少傾向にありますが、更なる減少に向けた取組みが必要です。
- イ 交通ルール遵守及びマナー向上は、市民一人ひとりへの交通安全意識を高める粘り強い教育、啓発活動の継続が必要であり、今後、さらに、関係機関・団体と連携して効果的な取組みに努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 昭和 37年 3月 「安全都市宣言」
- 45年 6月 「交通安全基本法」施行
- 平成 元年 10月 「松本市交通安全指導員設置要綱」施行
- 10年 4月 「松本市交通安全基本条例」施行
(中略)
- 24年 1月 「第9次松本市交通安全計画(平成23年～27年度)」策定
- 29年 3月 「第10次松本市交通安全計画(平成29年～32年度)」策定

イ 統計資料

松本市内交通事故発生数の推移(10年間)

年次	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2
発生件数(件)	1,523	1,591	1,519	1,512	1,411	1,367	1,308	1,133	1,041	724
死者数(人)	10	4	9	3	5	3	6	5	3	2
負傷者数(人)	1,818	1,954	1,814	1,834	1,668	1,698	1,551	1,332	1,241	846

※合併前の町村分は合算して計上 ⇒長野県警察本部交通部「令和2年交通統計」

交通安全対策の充実

2 自転車安全利用対策事業

建設部 交通安全課
(交通部 自転車推進課)

(1) 目標

自転車は、最も身近で手軽な交通手段であり、環境や健康の面からも有効であることから、自転車の適正かつ安全利用を推進することを目標とします。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

- ア 自転車の運転ルール遵守・マナー向上の街頭啓発活動を警察等関係機関と連携し推進しています。
- イ 学校を訪問し啓発活動を行いました。
特に自転車に乗り始める小学4年生には、自転車運転免許証交付事業を行いました。
- ウ 放置自転車対策及び自転車駐車場管理運営を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 自転車利用者のルール遵守とマナー向上に対する市民の関心が高まっていることから、街頭啓発活動を強化しながら継続し、人や車の共存可能な自転車利用空間の整備に努めます。
- イ 自転車利用者のルール遵守のための取組みは、利用者自身の自覚が必要であることから、警察等関係機関、関係団体等と連携し、不断かつ継続的な取組みが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 57 年 5 月	「松本市自転車の安全利用及び自転車等の駐車対策に関する条例」施行
10 月	「松本市自転車駐車場条例」施行
平成 9 年 4 月	旧松本駅前広場内の放置自転車対策を強化
17 年 8 月	関係条例を改正し、放置自転車対策を強化
18 年 4 月	自転車等放置整理区域拡大、自転車駐車場の指定管理導入
18 年度～	自転車レーン整備
25 年 5 月	高校生を対象としたスケアードストレイト交通安全教室（初開催） 参加校 松商学園高校、松本第一高校

※スケアードストレイト交通安全教室参加校

年度	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 元
参加校	2 校	1 校	2 校	5 校	5 校	6 校	3 校

* 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策により3校分中止

交通安全対策の充実

3 交通安全施設等整備事業

建設部 交通安全課
(建設部 建設課)

(1) 目標

交通安全施設等の整備により、「安全で快適な交通環境」を目指し、交通事故の抑制を目標とします。
歩道設置、安全施設設置、路肩整備、交差点改良等を実施するとともに、快適で歩きやすい歩行空間を確保するために、波打ち歩道の解消を図ります。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 道路の部分改良（交差点改良、路肩整備等）を実施しました。
- イ 生活道路やゾーン30等区域内の車両通行量とスピードの抑制対策を行いました。
- ウ 交通安全施設（区画線、路面標示、防護柵、反射鏡、標識等）の設置を行いました。
- エ 歩行空間あんしん事業（波打ち歩道の改修、側溝の蓋掛け等）を推進しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

現状の交通環境に適した交通安全施設等を、計画的に整備します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成19年度～ 波打ち歩道の改修
- 25年度～ 公安委員会によるゾーン30指定
梓川地区、庄内地区
- 26年度 中町・中央地区
- 27年度 旭町地区
- 29年度 鎌田地区
- 30年度 寿地区、笹賀・神林地区
- 令和元年度 寿地区、芳川地区
- 2年度 寿地区

イ 統計資料

交通安全施設等整備状況

年度	波打ち歩道の改修	交差点改良	路肩整備	ゾーン30整備	区画線	防護柵	反射鏡
H 28	809m	4カ所	482m	1カ所	55,344m	375m	65カ所
H 29	597m	4カ所	366m	0カ所	44,549m	245m	57カ所
H 30	684m	2カ所	372m	2カ所	41,080m	531m	48カ所
R 元	299m	4カ所	491m	2カ所	31,830m	150m	43カ所
R 2	151m	2カ所	612m	2カ所	29,254m	472m	35カ所

交通のまちづくりの推進

1 鉄道駅周辺整備

建設部 都市政策課、交通安全課、
公共交通・渋滞対策課
(建設部 建設課、
交通部 公共交通課)

(1) 目標

- ア 村井駅は、南部地域の交通拠点に位置付けられ今後も利用者の増加が見込まれることから、施設のバリアフリー化や周辺環境整備等を推進し、利用者の利便性や安全性を向上します。
- イ 松本駅は、市内で最も利用者が多いターミナル駅であり、JR 東日本が老朽施設の再開発等の可能性を検討していることから、連携して市の玄関口に相応しい景観や機能を有する駅への転換を目指します。
- ウ 南松本駅は、乗降人員が3千人を超え、バリアフリー化設備の整備対象駅となったことから、JR 東日本が実施する整備事業を支援し、バリアフリー化を目指します。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 村井駅は、地元検討組織と定期的に協議し、地元の意向を踏まえ必要な機能などを整理しました。また、東西自由通路新設及び半橋上駅舎整備工事の施工協定を JR 東日本と締結しました。
- イ 松本駅は、JR 東日本が進める松本駅開発計画の策定に向けて、協議を行いました。
- ウ 南松本駅は、多機能型トイレを新設し、エレベーター設置に伴う関連工事を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 村井駅は、東西自由通路及び橋上駅舎の整備に着手し、令和5年度の供用開始に向け事業進捗を図ります。また、駅前広場、道路等周辺施設及び駅舎公共スペースの整備に向けた取組みを進めます。
- イ 松本駅では、JR 東日本とともに開発計画策定や協業の可能性について、引き続き協議検討します。
- ウ 南松本駅では、エレベーター設置本体工事に対し補助金を交付します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 村井駅の主な経過

- 平成 19 年度 基礎調査（駅総点検・実態調査）
- 21 年度 地元関係町会等による村井駅周辺整備準備会を設立
- 24 年度 専門家を講師とした勉強会等を開催
- 27 年度 関係市議会議員による勉強会の発足、地元役員及び各関係機関との協議
- 28 年度 地元検討組織（東口、西口部会）を設置
- 29 年度 地元検討組織との協議や住民説明会を2回開催、村井駅整備基本計画策定
- 30 年度 村井駅整備推進協議会を発足、JR 東日本と基本協定締結
- 令和 元 年度 東西自由通路新設及び橋上駅舎整備事業 実施設計業務委託
- 2 年度 JR 東日本と施行協定を締結

イ 松本駅の主な経過

- 平成 29 年度 JR 東日本が生活サービス事業成長ビジョン（NEXT10）を策定、公表
- 令和 元 年 松本駅周辺における松本市の中核中核都市機能強化に関する連携協定を締結し、定期的な協議を実施
- 2 年度 必要な協議を実施

ウ 南松本駅の主な経過

- 平成 29 年度 JR 東日本がバリアフリー化を計画
- 30 年度 バリアフリー化の概略設計を実施
- 令和 2 年度 多機能型トイレ新設、エレベーター設置に伴う関連工事実施

交通のまちづくりの推進

2 公共交通の充実

建設部 公共交通・渋滞対策課
(交通部 公共交通課)

(1) 目標

交通空白地域を解消し、市民が利用しやすい交通手段を地域とともに構築します。
幹線となるバス路線や中心市街地のバス路線を充実し、サービス水準の高い公共交通網の整備を推進します。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 市営バス四賀線と四賀地域バスを統合及びダイヤを見直しました。
- イ 地域バス「島内川東乗合タクシー」の運行を令和2年4月1日より開始しました。
- ウ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、路線バス等の利用が著しく減少したため、アルピコ交通(株)に対し、路線バス及び上高地線に対する公的支援を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市が運行経費の一部を補助するバス路線については、更なる効率的な運行を検討するとともに、国の補助事業を積極的に活用します。今後も利用状況、住民要望、評価検証を踏まえ、必要な見直しを行い利便性の向上に努めます。
- イ アルピコ交通(株)のバス路線は、利用状況等を検証し、利便性の高い運行ができるよう支援します。
- ウ 公共交通を安定的に維持・確保するため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を十分理解し、更なる利用促進等に取り組みます。
- エ 車優先社会が進展し、公共交通の利用者が減少するなか、将来にわたって持続的に民間交通事業者が公共交通を担い続けることは非常に難しい状況です。将来に向けて、市民の移動手段を確保していくために「公設民営」の導入について、幅広い見地から検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 27 年度 公共交通の整備・利用促進等に関する「松本市地域公共交通網形成計画」を策定
- 28 年度 松本市地域主導型公共交通事業を拡充
現在、地域バスが6路線運行
(波田循環バス、ほしみ線、中山線、入山辺線、浅間・大村線、島内川東乗合タクシー)
- 29 年度 松本周遊バス「タウンズニーカー」について、市が実施主体となり、ルートを見直し、増便
- 令和 元 年度 アルピコ交通(株)上高地線は、大規模改修計画(平成23～令和元)に基づき整備
国・県と協調した補助に加え、市独自の上乗せ補助を継続

イ 統計資料

年度別バス利用者数(人)

年度	西部地域 コミュニティバス	アルピコ交通(株) 四賀線	市営バス 四賀線	四賀 地域バス	南部 循環線	市営バス 奈川線
H 30	62,973	27,235	11,449	10,439	17,224	12,405
R 元	60,246	28,799	9,689	10,632	17,937	11,512
R 2	51,493	20,589	17,345	-	12,812	7,817

※ 四賀地区・奈川地区のバスは、スクール利用を含む。

基本施策
3-3-4

交通のまちづくりの推進

3 次世代交通政策の推進

建設部 公共交通・渋滞対策課、
交通安全課
(交通部 交通ネットワーク課、
自転車推進課)

(1) 目標

まちなかの回遊性を高め、市街地の活性化を図り、人や環境にやさしい、持続可能なまちづくりを進めるため、自動車優先の社会から歩行者、自転車、公共交通が優先される社会に見直す施策を進めます。

(2) 令和2年度取組みと成果

- ア 中町通りにおいて、沿線商店街や関係町会と連携し、車両の通過交通を抑制する取組みを2日間行い、歩きやすい道路空間の創出に向けた取組みを進めました。
- イ 平成30年度に導入した「シェアサイクル」は、専用の駐輪場を14カ所から27カ所に増設しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和2年度から取り組む「松本市総合交通戦略」の中間見直しにあわせ、公共交通の利便性向上の視点を入れた新たな施策の追加や変更を行います。
- イ 自転車をより安全・快適に利用できる環境を整え、自転車活用推進計画の策定に取り組めます。
- ウ エコ通勤、バスDAYまつもと等を通じ、市民・企業・運行事業者等と連携し、車に過度に依存しない交通行動を推進します。
- エ 平田駅パークアンドライド駐車場は、満車の時間帯があるため、駐車場拡張に向け取り組めます。
- オ 交通決済のキャッシュレスシステムの導入について、国、長野県及び交通事業者と連携して取り組めます。
- カ 中町通りにおいて、自動車の通行を抑制し、歩行者が安心して歩ける空間の恒常的な創出を目的に、地元住民が主体となるトランジットモールを実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成24年度	次世代交通政策新しい交通体系によるまちづくりビジョンを策定
27年度	松本市次世代交通政策実行計画を策定し、総合交通戦略として国土交通大臣の認定
29年度	中町通りにおいて、通過交通を抑制する社会実験を実施
30年度	平日ノーマイカーデーの実施
令和元年度	平日ノーマイカーデーの実施
2年度	中町通りにおいて通過交通を抑制する取組みを実施

イ 統計資料

年度別パークアンドライド駐車場利用台数(台)・利用率(%)

年度	新村駅(50台)	平田駅(133台)	大庭駅(51台)
H30	7,650台・42%	43,634台・90%	5,740台・31%
R元	8,328台・46%	43,997台・91%	7,893台・43%
R2	5,680台・31%	35,562台・73%	9,497台・52%

基本施策
3-3-5

水道水の安定供給

1 水道施設耐震化事業

上下水道局 上水道課

(1) 目標

大規模地震が発生した場合、水道施設への被害を最小限に抑えるとともに、被災時に水道水が早期に供給できるよう、中心市街地の主な水道施設について耐震化を進めます。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 茶臼山配水地、岡田第2配水地及び藤井減圧槽の耐震化を実施しています。
- イ 配水本管耐震化工事 φ 500mm L = 477 m、φ 200mm L = 249 m、φ 150mm L = 213 mを実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

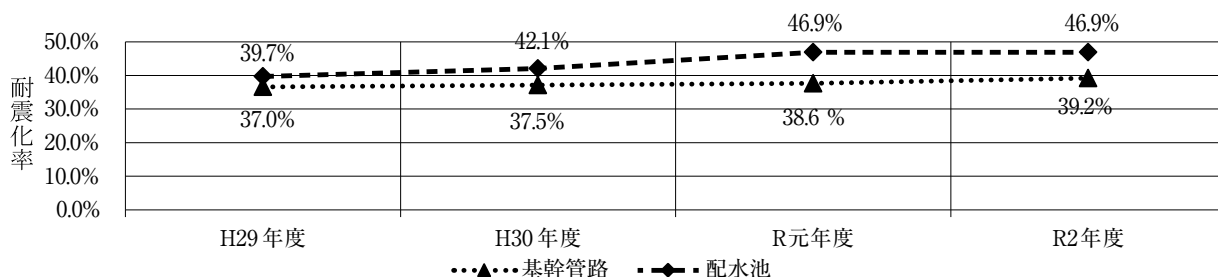
- ア 本市周辺には、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると予想される活断層があることから、耐震化を進める必要があります。
- イ 配水地の耐震化は、水道施設の診断結果に基づき、工法、工事の施工性、工事期間中の水運用、仮設計画などを検討し、整備方針を決定します。
- ウ 全水道施設の耐震化を進めるには、多額の費用と年月を要するため、被災時に早期復旧の必要性が高い市街地の主要な水道施設から計画的に実施します。
- エ 基幹管路の耐震化は、交通量、地下埋設物、掘削規制などの制約があるため、迂回ルートや他の配水区からの供給なども含め、総合的に検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

年度	事業内容
H30	地質調査（神林配水地・大久保配水地）、実施設計（藤井配水地・藤井減圧槽） 並柳第2配水地耐震化工事 配水本管耐震化工事 φ 450mm L = 477 m 送水管耐震化工事 φ 400mm L = 389 m
R元	地質調査（今井第1配水地・松原配水地）、二次診断（神林配水地・大久保配水地） 実施設計（茶臼山配水地・岡田第2配水地）、耐震化工事（並柳第2配水地・藤井配水地） 配水本管実施設計、送水管基本設計、配水本管耐震化工事 φ 450mm L = 506 m
R2	地質調査（妙義配水地・今井第2配水地）、二次診断（今井第1配水地・松原配水地） 実施設計（並柳第1配水地） 耐震化工事（茶臼山配水地・岡田第2配水地・藤井減圧槽） 配水本管実施設計、用地測量、配水本管耐震化工事 φ 150～500mm L = 939 m

イ 統計資料



※ 水道事業アセットマネジメントによる管体腐食度調査等の結果からデータの見直しを行ったため、29年度耐震化率が上昇しています。

水道水の安定供給

2 生活基盤耐震化事業（波田地区）

上下水道局 上水道課

(1) 目標

平成30年度より生活基盤施設耐震化等補助金（交付金）を導入し、波田地区の基幹管路である見付久保配水管と低区配水地送水管の耐震化を行います。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

低区配水地送水管改良工事（DIP φ100 L=757m）を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

見付久保配水管と低区配水地送水管は布設後40年（S53布設）が経過しており、地震等の災害が発生すると多大な被害を受けることが予想されるため、管路の耐震化を進める必要があります。

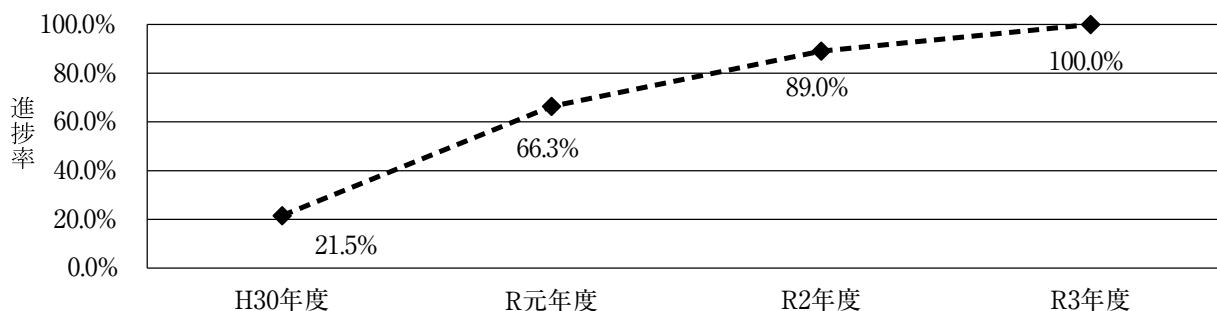
(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

年度	事業内容
H27	見付久保配水管改良工事実施設計業務委託 L=2,300m（単独事業）
H28	見付久保配水管改良工事 φ150mm L=606m（旧補助事業）
H29	見付久保舗装本復旧工事 A=1,950㎡（単独事業）
H30	低区配水地送水管実施設計業務委託（単独事業）L=2,740m（送・配水管含む） 見付久保配水管改良工事 φ150mm L=1,053m
R元	見付久保配水管改良工事 φ150mm L=620m、低区配水地送水管改良工事 φ100mm L=1,131m
R2	低区配水地送水管改良工事 φ100mm L=757m

工事箇所	種別	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	合計
見付久保配水管 φ150mm L=1,673m	延長(m)	1,053	620	-	-	-	1,673
	舗装面積(㎡)	-	3,500	2,250	-	-	5,750
低区送水管 φ100mm L=1,888m	延長(m)	-	1,131	757	-	-	1,888
	舗装面積(㎡)	-	-	2,781	4,120	-	6,901
合計	延長(m)	1,053	1,751	757	-	-	3,561
	舗装面積(㎡)	-	3,500	5,031	4,120	-	12,651

イ 統計資料



水道水の安定供給

3 老朽給・配水管改良事業

上下水道局 上水道課

(1) 目標

中心市街地に残る古い配水管および給水管は、漏水や赤水の発生原因となるほか、被災時に損害を受ける可能性が高く、市民生活に支障を及ぼす恐れがあるため、配水管の改良と給水管の取替を計画的に進めます。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

- ア 老朽配水管（CIP φ 100～350 L=731 m）の布設替えを実施しました。
- イ 老朽給水管（鉛給水管）1,109 栓の取替を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

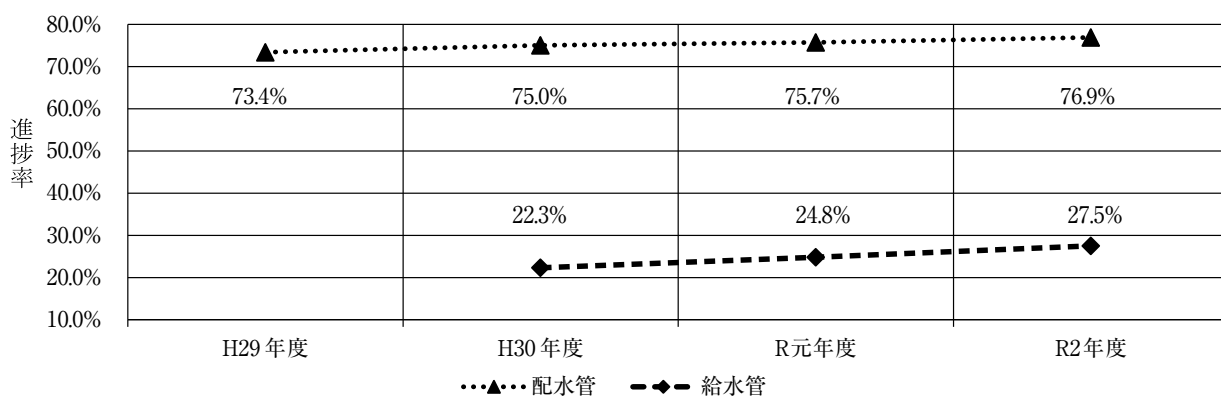
- ア 配水管改良事業は、昭和 52 年度から平成 26 年度まで、第 7 次にあたって計画し実施してきました。
- イ 平成 27 年度以降は、単独事業に加え、他事業関連に併せ順次更新を行い、令和 2 年度までに約 45km を改良し、未改良が約 14km 残存しています。
- ウ 配水管の改良は、交通量、地下埋設物、掘削規制などの制約があるため、迂回ルートや水運用などを検討し、計画的に実施します。
- エ 老朽給水管取替事業は、約 40,800 栓の取替が必要で平成 20 年度から、順次取替を実施し令和 2 年度までに 11,221 栓取替をしています。
- オ 平成 30 年度から、事業の進捗を図るため、委託費および直営工事で老朽給水管の解消に努めています。
- カ 取替には、多額の費用と期間を要しますが、経営状況を見極めながら計画的に進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

年度	事業内容
H 30	実施設計、老朽配水管改良工事 φ 100～150 L = 980 m
R 元	実施設計、老朽配水管改良工事 φ 100～250 L = 380 m、老朽給水管取替 1,023 栓
R 2	実施設計、老朽配水管改良工事 φ 100～150 L = 731 m、老朽給水管取替 1,109 栓

イ 統計資料



下水道の適切な維持管理

1 下水道施設長寿命化事業

上下水道局 下水道課

(1) 目標

下水道施設の老朽化が進む中、適切な維持管理と計画的な更新により長寿命化を進めます。

(2) 令和2年度の実績と成果

- ア 宮渕浄化センター長寿命化事業
自家発電・水処理及び中央監視設備改築工事を実施しました。
- イ スtockマネジメント事業
 - (ア) スtockマネジメント実施計画修正（第1期）を行いました。
 - (イ) 宮渕処理区の管渠及びマンホールポンプ場改築工事を実施しました。
 - (ウ) 宮渕・両島浄化センター汚泥処理設備改築詳細設計を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 現在、宮渕・両島浄化センターの改築を進めていますが、今後は波田・四賀・上高地浄化センターも老朽化が進むため、改築が必要となります。
- イ 計画的に管渠改築を進めていますが、老朽化した管渠が多いため、改築費用の増大が課題となります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

(ア) 浄化センター経過年数

	処理能力(m ³ /日)	供用開始	経過年数	備 考
宮 渕	82,200	昭和 34 年※	61 年	平成 11 年から改築に着手
両 島	32,850	昭和 63 年	32 年	平成 28 年から改築に着手
四 賀	630	平成 11 年	21 年	令和 8 年以降
上高地	1,400	平成 4 年	28 年	令和 4 年以降
波 田	5,400	平成 6 年	26 年	令和 8 年以降

※ 現標準活性汚泥方式の供用開始は昭和 51 年で、それからの経過年数は 44 年となります。

(イ) 管渠施設

50 年経過管渠延長 61.1km（管渠総延長 1,301.1km）（R3.3.31）

イ 統計資料

管渠長寿命化事業

管渠延長・割合	H 30 年度	R 元年度	R 2 年度
改築更新済管渠延長 (km)	17.6	19.0	23.4
50 年経過管延長 (km)	46.9	53.6	61.1
50 年経過管に対する改築更新 (%)	37.5	35.5	38.3

下水道の適切な維持管理

2 下水道総合地震対策事業

上下水道局 下水道課

(1) 目標

大規模地震等が発生した場合の市民生活への影響や公衆衛生被害を最小限に抑えるため、下水道施設の耐震化をはじめとする地震対策を実施し、ライフラインとしての信頼を確保します。

(2) 令和2年度 of 取組みと成果

下水道総合地震対策計画（第3期）に基づき、幹線管渠及び宮渕・両島浄化センターの耐震化工事を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 浄化センター・管路施設の全てを耐震補強するには莫大な費用がかかるため、対策を行う範囲の検討が必要です。
- イ 管渠については、緊急輸送路等に埋設されている幹線を優先的に耐震補強しています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 21 年度	松本市下水道総合地震対策計画策定
22 年度	管渠施設耐震補強実施設計
23 年度～ 25 年度	管渠施設耐震補強工事
24 年度～ 26 年度	宮渕浄化センター管理棟耐震化詳細設計・工事
24 年度～ 28 年度	渚中継ポンプ場耐震補強設計・工事
26 年度	松本市下水道総合地震対策計画策定（第2期）
27 年度	管渠施設耐震化実施設計
28 年度～	管渠施設耐震化工事
29 年度～元年度	両島浄化センター管理棟耐震化詳細設計・工事
30 年度～	宮渕浄化センター低段 1.2 系初沈耐震化詳細設計・工事
令和 元 年度	松本市下水道総合地震対策計画策定（第3期）
2 年度	蛇川汚水幹線及び丸の内汚水幹線他耐震化工事 宮渕・両島浄化センター汚泥処理施設耐震化詳細設計 両島浄化センター汚泥棟・塩素混和池耐震化工事

イ 統計資料

耐震化率

施設	H30 年度	R 元年度	R2 年度
管 渠 (%)	14.8	15.4	15.6
処理場 (%)	8.9	10.5	10.5